

令和 6 年度

**檜原村教育委員会の
教育目標・基本方針及び基本施策**



檜原村教育委員会

1 檜原村教育委員会の教育目標

教育は、常に、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成と、我が国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成を期して、行われなければならない。

同時に教育は、社会の変化に対応して絶えずその在り方を見直していかなければならないものであり、将来の予測が困難な時代の到来、地球規模の環境問題、少子化や超高齢社会の到来など、多様な困難や課題へ主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が重要になっている。その為、本村では、「新しい価値観の創造」「生涯を見通した基礎教育」「全ての人々が豊かに生きる教育支援」を基本理念として掲げた。

檜原村教育委員会は、このような考え方に立ち、「檜原村教育大綱」に基づいた、「心豊かな村民を育む村づくり」の実現に向けて、以下の「教育目標」を設定し、東京都教育委員会と連携して、教育行政を推進する。

檜原村教育委員会は、学校教育及び社会教育を通して、檜原の郷土に根ざし、「ふるさと」を支え、ともに生きる村民の育成を目指します。

そのために、豊かな人間性を養い、村の「自然と文化・歴史」を尊び、守り、大切にすることを基盤とする小学校・中学校一貫教育を推進し檜原村の郷土に根ざし、ふるさとを大切にすることを目指す。

1. 自ら学ぶ子供（知）
2. 明るく素直で、感性豊かな子供（徳）
3. 元気な体をつくる子供（体）

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる機会学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての村民が教育に参加することを目指します。

2 檜原村教育委員会の基本方針

檜原村教育委員会は、「教育目標」を達成するために、以下の「基本方針」及び施策の方向に基づき、檜原村の特性を生かして、総合的に教育施策を推進する。

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての大人、子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長】

国際社会に生き、社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。

そのために、基礎的な学力の向上を図り、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、郷土を愛し、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

【基本方針3 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実】

少子高齢社会の中で総合的な教育力の向上を目指す檜原村にあって、子供たちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、住民一人一人が生涯にわたって学び、社会に貢献できることが求められる。

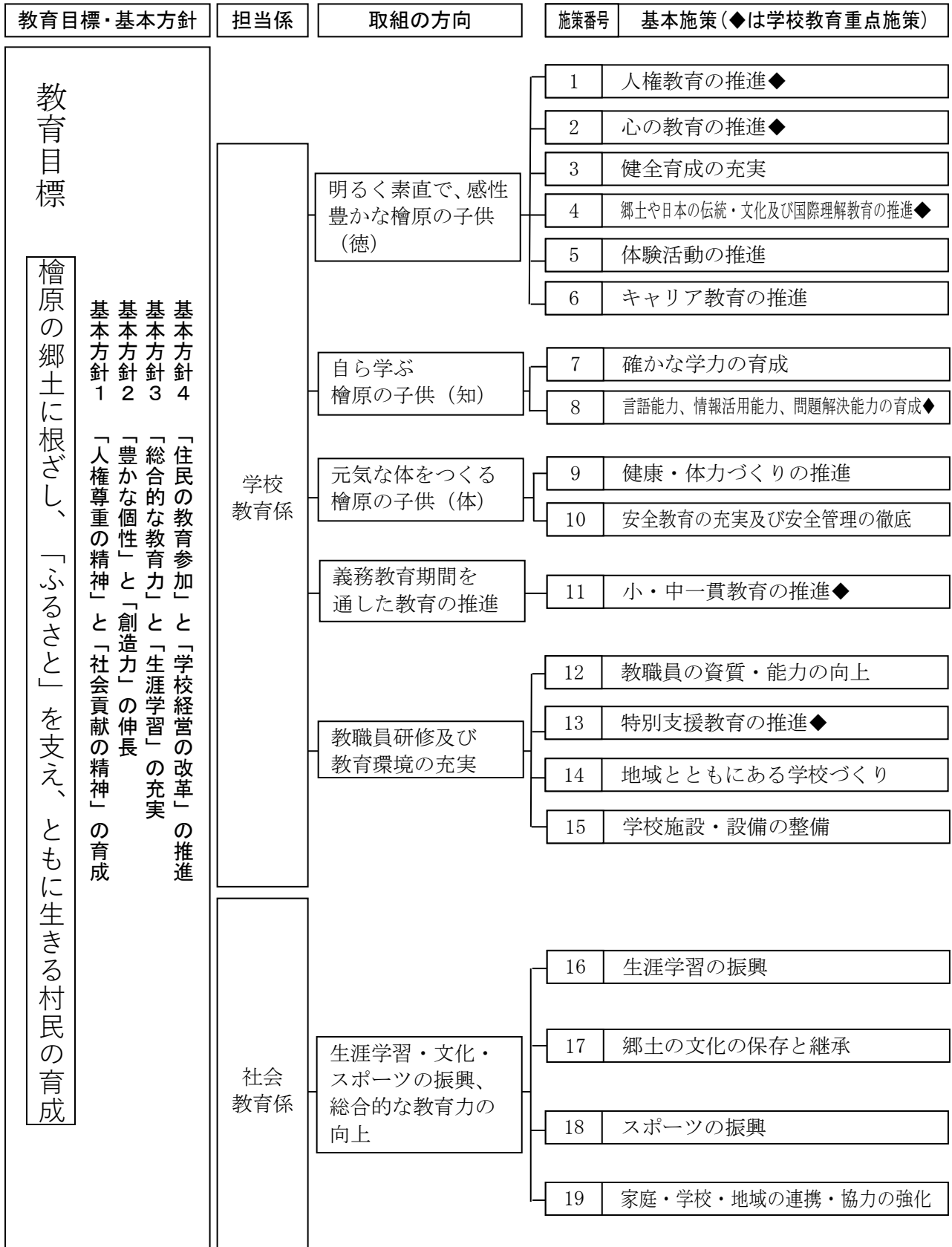
そのために、家庭・学校・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

【基本方針4 「住民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進】

家庭・学校・地域の協働とすべての住民の教育参加を進め、住民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。

そのために、他地区教育委員会と緊密な連携・協力するとともに、地域の特性を踏まえた教育行政を進め、住民に信頼される魅力ある学校づくりを目指した自律的な学校経営への改革を支援する。

3 施策体系図 令和6年度



4 基本施策

基本施策 1

人権教育の推進

(1) 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」、「東京都教育委員会人権教育プログラム（学校教育編）」などに基づき、人権教育を推進する。

① 東京都人権施策推進指針に示された様々な、人権課題に学校教育を通じて人権教育を進めていく。相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ、義務を確実に果たし、人への思いやりが実際の活動につながるよう、偏見や差別の解消を図るための教育を推進する。そのために、学校は、西多摩郡人権教育推進委員会における研究授業を実施し、これを広く教職員へ公開する。

② 教育基本法が掲げる男女の平等を重んずる態度を養うという教育目標を実現するため、男女平等教育を適正に実施できるよう、指導内容や指導方法などについて学校全体で共通理解を図り、改善・充実を図る。

そのためにも、「固定的な性別役割分担意識」や「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」に気付いて言動等を見直していくなど、日常の教育活動や学校運営等から男女平等参画の視点をもって、取組を推進する。

(2) 子供たちが、『自分』を他者との関わり合いを通してかけがいのない存在、価値ある存在として捉えられるよう、自尊感情の形成に関わる取組を行う。また、自己のよさや可能性を見出し、新たなことや困難なことにも挑戦しようとする自己肯定感を高めるための教育を推進する。

基本施策 2

心の教育の推進

(1) 社会の責任ある一員として、子供たちに対する最善の利益の実現と檜原村に根ざしたウェルビーイングの向上について、教育活動全体を通じて育む。特に、地域とともにある開かれた学校教育を推進し、「道徳授業地区公開講座」などを通して、児童生徒が考え、議論し、行動しながら身に付ける道徳教育の一層の充実を図っていく。学校・家庭・地域が一体となり、子供たちの豊かな情操や道徳心を育む。

① 住民の教育に対する関心を高め、次代を担う子供たちの教育について共に考える「東京都教育の日」を中心にして、学校・家庭・地域の協働した取組を推進する。

- ② 奉仕活動や体験活動を通して、児童生徒に、他人への共感、社会の一員としての自覚、社会に役立つ喜びなどを学ばせるための施策を推進する。
 - ③ 生徒指導の実践に当たっては、課題対応だけでなく、全ての児童生徒が自発的・自主的に、自らを成長させていくことを尊重し、学校は、いかにそれを支えるかという発達支持的生徒指導の側面に重点を置いた働きかけを行う。
- (2) 子供たちが、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域の連携のもとに、「心とからだの健康づくり」を推進する。
- ① 檜原村の森林資源を活用した自然体験、文化活動などから、生命に対する畏敬の念を育み、環境の保全へ主体的に取り組もうとする態度を養う。子供たちと地域社会が触れ合うことで、豊かな人間性を身に付けるための施策を推進する。
 - ② 新たな感染症等との共生が求められる現在の社会状況において、子供たちの豊かな心を育む道徳教育の重要性が増している。そのため、社会の状況と照らし合わせて柔軟に対応しながら、心の教育の充実を図っていく。

基本施策 3

健全育成の充実

- (1) いじめはどの学校にも起こりえるという認識の下、「檜原村立学校いじめ防止基本方針」(令和4年9月21日改定)に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の対策や、児童生徒の主体的な行動を促す指導を、保護者や地域・関係機関等と連携しながら、「チーム学校」として着実に推進する。また、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、「ふれあい(いじめ防止強化)月間」を通して、健全育成の充実を図る。
- (2) スクールカウンセラー、臨床心理士などの活用を図りながら義務教育9年間の継続的な相談活動を通して、学校における相談機能の充実を図るとともに、檜原村教育相談室などの関係機関との連携を推進する。また、地域の実情に応じた形で、教育支援センター的機能を推進し、檜原村教育相談室の機能強化も図っていく。児童生徒のいじめや不登校、問題行動など、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいた役割分担をしていくことで、多様な課題に対応していく。
- (3) 自殺総合対策大綱を受けて、学校における自殺対策に資する教育として、「命の大切さを実感できる教育」「様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)」など、児童生徒の自殺を予防する取組として、

心の健康の保持に係る教育を推進する。

- (4) インターネット、SNSなどを幅広く活用することは、今の社会に求められていることである。児童生徒が安心して利用できるようにするためにも、学校は地域や家庭と連携し、インターネット上の有害情報や危険性への対応、利用に対する「ルールづくり」など、日々の生活習慣を見直す取組について、保護者会や個人面談などを通して、啓発活動を推進する。
- (5) 誰もが安心できる教育現場を実現することは、学校教育に関わる全ての人たちの願いである。そのためにも、学校・警察において連絡窓口となる職員の指定を徹底することや、警察署のスクール・サポーターなどの関係機関と連携した「セーフティ教室」を中心に、学校・教育委員会と警察などの関係機関との連携・協力を推進し、児童生徒の健全育成の充実を図る。
- (6) 社会の中で自分らしく生きることができるよう、自発的・主体的に成長や発達する課程を整えることが大切である。その過程は決して体罰などでなく、気付きを与え、自己指導力を育むことが重要だ。そのためにも、教育委員会や学校は、研修や相談体制の整備などを通して、不適切な指導を防止していく。
- (7) 生命の尊さを学び、生命を大切に考える考えや、一人一人を大切にする態度を養う。特に、生命(いのち)を大切にし、子供たちを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないため、学校における「生命(いのち)の安全教育」を推進する。また、教育委員会や学校でも研修や相談体制の整備を促進する。

基本施策 4	郷土や日本の伝統・文化及び国際理解教育の推進
---------------	-------------------------------

- (1) 檜原村に関する「ふるさと檜原学習」及び郷土芸能や日本の伝統や文化について学ぶ機会の充実を図ることで、日本人としての誇りや存在意義を感じ、それらを継承・発展させていく。そのために、公開授業を通して、村内各地域と連携し、郷土芸能鑑賞教室などを行い、広く発信していく。また、異なる文化との相互理解を促進するための教育も推進する。
- (2) デジタル教科書をはじめとするICTを活用した授業の実施を中心に、東京都の施策である「外国語に触れる機会の創出」事業やスピーキングテストの活用、「中学生海外派遣事業」に伴うオーストラリアの学校との交流、TOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG)での体験などを通して、英語に触れる機会を設定し、豊かな国際感覚の醸成とともに、日本の伝統・文化について深く学び、発信する力を養う。

基本施策 5**体験活動の推進**

- (1) 異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、集団宿泊活動、ボランティア活動、自然体験活動、職場体験活動、文化・芸術体験活動など、学校内外における学習の充実に努める。特に、社会教育と連携を行い、利島サマースクールや中学生海外派遣事業、子ども国際交流音楽祭などを推進する。また、学校も施策の趣旨を理解した上で、協力を行う。
- (2) 芸術・文化活動を通して、豊かな個性や創造力を発揮し、互いに交流できる機会を充実することによって、子供たちの芸術的感性を高め、豊かな情操を育む教育を推進する。
- (3) 共生社会の実現などに向けて、家庭や地域などと連携を図りながら、東京オリンピック・パラリンピック大会後も長く続けていく教育活動として、「学校2020レガシー」を浸透させていく。そのために、東京都の施策である「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」などを積極的に活用し、児童生徒の実態、地域性を鑑みながら、学校の特色となるよう取組を推進する。

基本施策 6**キャリア教育の推進**

- (1) 子供たちの勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度を育むための「中学生の職場体験」における就業体験などを支援するとともに、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する過程を促す教育の充実を図る。
- (2) 学習指導要領に基づき、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ、各教科などの特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。また、「キャリア・パスポート」を活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通して振り返ることで、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進する。

基本施策 7**確かな学力の育成**

- (1) 学習指導要領に基づき、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手となることが期待される児童生徒に生きる力を育むことを目指す。また、「主体的・対話的で深い学び」を通して、誰一人取り残さず、全ての子供たちの可能性が引き出されるよう、

授業改善に取り組んでいくことで、「確かな学力」を育成する。

- ① 各学校段階を通じて、確かな学力、幅広い知識と教養、専門的能力、職業実践力の育成を推進する。そのためにも、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図りながら、多様な個々の状況に応じた学びの実現を目指す。
- ② 児童生徒の学力向上を図るため、小・中学校においては、カリキュラム・マネジメントを確立させ、週ごとの指導計画の作成・点検をするとともに、全国学力・学習状況調査、檜原村学力調査などを活用し、その結果に基づいた「授業改善推進プラン」を作成する。また、授業改善推進プランの活用を学校経営方針や自己申告等、様々な教育活動へつないでいき、反映させていくことで、教育的効果を高めていく。
- ③ 小学生を対象とした「小学生放課後学習教室」事業を推進して、学校の教育活動外における児童の学習支援体制の充実を推進し、学力の定着を図っていく。また、学校も本事業の趣旨を理解した上で、協力を行う。

- (2) 各学校が「総合的な学習の時間」の目標と関連を図りながら設定した学校教育目標の達成に向けた取組について、その支援を行うことで、「特色ある学校」の更なる充実を推進していく。

基本施策 8	言語能力、情報活用能力、問題解決能力の育成
---------------	------------------------------

- (1) 全国学力・学習状況調査や檜原村学力調査の結果から、国語科を要としつつ、書く力や言語能力を支える語彙の段階的な獲得を含め、指導方法などの研究開発を教科横断的に行う。特に、振り返り活動へ重点を置き、小中の共通実践を通して、書く力を高められるようにしていく。授業改善推進プランの下、児童生徒一人一人の発達段階に応じた言語能力の育成を推進する。
- (2) 子供の学びのDX(デジタル トランスフォーメーション)を実現するために、全ての学校が端末活用の試行錯誤から、日常化のフェーズへ移行していく。その中で、情報技術を活用した、情報の真偽を吟味する力、複数の情報を結び付けて新たな意味を見いだす力、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を育成し、児童生徒が主体的に参画できるよう推進する。

基本施策 9**健康・体力づくりの推進**

- (1) 個性を発揮し、創造的な活動の基盤となる健康や体力に関する意識を高め、健康を保持増進する資質や能力を育む。そして、運動やスポーツとの多様な関わりを通して、健康で活力に満ちた生活をデザインできるようにしていく。そのためにも、教育活動において、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、心身ともに健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成を図る。
- (2) 子供たちの総合的な健康づくりを推進するため、檜原村診療所及び保健師などによる学校健康活動の支援の充実及び栄養士による食育に関する活動や家庭への啓発を行う。また、檜原学園保健委員会を一層充実させ、生活リズムを整えることの重要性を共有することで、子供たちの健康課題の克服を図り、自ら考え、判断し、行動できる実践力を育成するための教育活動の充実を図る。
- (3) 児童生徒の体力向上のために、東京型体力向上モデルの下、子供の個性と成長に合わせて意欲を引き出し、主体的に学び続ける力を育み、ICTを活用した一人一人の力を最大限に伸ばす教育を推進する。そして、体育授業における運動時間の確保をはじめ、休み時間や運動部活動への積極的な参加など、学校教育全体を通して、体力の維持・増進の充実を図る。なお、運動部活動に関しては、「檜原村教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」に基づき、地域の実態に合った形で実施されるよう支援を行う。
- (4) 子供たちの個性・能力の伸長を図るとともに、外部人材の活用やスポーツ関係団体などと連携しながら、子供たちが生涯にわたってスポーツなどに親しむ「豊かなスポーツライフを実現する力」を育成するための取組を推進する。

基本施策 10**安全教育の充実及び安全管理の徹底**

- (1) 児童生徒が安全に関する基礎的・基本的事項を理解し、思考力・判断力を高めることで、安全について適切な意思決定ができるようにする学習（安全学習）と、安全の保持・増進に関するより実践的な能力や態度、望ましい習慣の形成を目指す指導（安全指導）を行う。これらを一体的に捉えながら、地域の実情にあった「安全教育」の充実を図っていく。
- (2) 事故の要因となる学校環境や児童生徒の学校生活などにおける行動の危険を早期に発見し、それらの危険を除去する体制を確立しながら、児童生徒の安全の確保を図るために、「安全管理」の充実を図っていく。

基本施策 1 1**小中一貫教育の推進**

- (1) 檜原村小中一貫教育推進委員会が策定した「檜原村立小・中学校一貫教育基本計画第三期計画」に基づき、義務教育9年間を見通した教育方針や育成する児童生徒像を小・中学校で共有し、計画的・継続的な指導を行いながら、「ふるさと檜原学習」をはじめとした、地域の特色を生かした小中一貫教育を推進する。
- (2) 義務教育9年間のカリキュラムの編成と実施を推進するとともに、小・中学校合同の研修会の実施及び小・中学校合同の研究授業や小学校高学年を中心とした指導交流の拡充を通して、確かな学力の定着に向けた指導計画及び教材の工夫・開発を推進する。
- (3) 子供たちに対する一貫性のある指導を行うため、保育園から中学校までの系統性・継続性を重視した教育を推進する。特に、小学校への円滑な接続を図るために、保育園・小学校が連携した就学前教育（スタート・カリキュラム）の在り方を改善する取組を進める。
- (4) 檜原村の郷土に根ざし、ふるさとを大切に育てる子供を育成するには、「人間関係を構築し、協働して課題を解決するする体験」を数多く用意する必要がある。そのため、本村では総合的な学習の時間を核として実践する。探究的な見方・考え方を働かせ、教科横断的・総合的な学習の時間を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を推進する。また、その活動の成果は、「檜原学園の教育」にまとめ、教育委員会への報告ならびに提出を行う。

基本施策 1 2**教職員の資質・能力の向上**

- (1) 多様化する教育課題に組織的に対応するため、東京都教職員研修センターや東京都多摩教育事務所などが主催する研修会への参加を通して、学校における教育活動の充実を図る。
- (2) 東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標の下、東京都公立学校及び檜原村公立学校の教員として必要な能力の育成を図るため、教職経験に応じた、幅広い知見、使命感や実践的指導力などを向上させる。そのため、学校は、自己申告等を通して児童生徒に対する指導技術や組織的に課題を解決する能力が向上するよう教職員に対して指導を行い、必要な研修を提示する。

- (3) 「檜原村立学校における働き方改革推進プラン」（令和元年6月1日 檜原村教育委員会策定）に基づき、スクール・サポート・スタッフの導入をはじめとし、学校を支える人員体制の確保を行うなど、教員の負担を軽減し、教育の質の向上を図っていく。
- (4) 村民に信頼され、魅力ある学校づくりを進めるため、校長の人事構想に基づく教員人事及び学校の組織的な課題対応力向上のための取組により、校長のリーダーシップの確立を図るとともに、職層研修などにおいて、OJT（職場研修）に関する講話や演習を実施し、学校におけるOJTを推進する。
- (5) 情報活用能力育成のために、ICTの活用や充実に向けた研修、情報活用能力調査の分析や公表など、総合的に推進し、教師の指導力向上を図る。特に、情報科主任を中心とした研修を各校で行い、年間計画に反映する。必要があれば、教育委員会も研修の支援を行う。

基本施策 13	特別支援教育の推進
----------------	------------------

- (1) 障害のある子供の自立と社会参加に向けて、障害者権利条約や障害者基本法などに基づき、障害のある子供と障害のない子供が共に過ごせるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育の実現に向けた取組を一層進める。
- ① 学校は、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築し、学期ごとに特別な支援を必要とする児童生徒の情報を整理して、教育委員会へ報告する。また、教育委員会は、その情報を関係機関と共有し、組織的な支援ができるようにする。
- ② 学校は、最新の知見を踏まえた障害や特別支援教育に係る理解を深めるための研修を、全ての教職員に対して確実に行う。
- (2) 発達障害を含めた障害のある児童生徒の特別な教育ニーズに対応するため、特別支援学級及び特別支援教室を中心に、特別支援教育を円滑に進めるために必要な体制を整備するとともに、特別支援学校に在籍する児童生徒の副籍制度の円滑な接続に向けた取組も推進していく。
- (3) 特別支援学校のセンター的機能を活用しながら、「特別支援教育推進委員会」の機能や「巡回相談」の充実に努め、檜原村における特別支援教育に関わる課題解決に向けた取組を推進していく。

基本施策 14**地域とともにある学校づくり**

- (1) 地域とともにある学校の実現のため、保護者や地域住民の教育参加や地域と一体となった特色ある学校づくりを推進する。
- ① 学校評価などを公開して、透明性のある学校経営を行うとともに、学校運営連絡協議会の意見や提言を教育活動や学校運営に積極的に反映させることで、保護者・地域住民の願いに応える学校経営を推進する。
 - ② 学校運営連絡協議会による学校関係者評価や学校経営診断、保護者・村民によるアンケート、生徒による授業評価などを活用して、学校経営計画に基づく教育活動の取組や成果などを評価・検証する「マネジメント・サイクル」を推進する。
 - ③ 地域とともにある学校は、社会と共有・連携しながら教育課程を実施する「社会に開かれた教育課程」を実現し、授業や行事などの公開を進めるとともに、教育活動の情報発信に努め、保護者・地域住民への教育活動の理解の浸透を行っていく。
 - ④ 子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、学習指導要領に基づいた、校長のリーダーシップの下、教育課程の実施に必要な人的又は物的な資源を活用することで、特色ある教育をはじめとした教育課程に基づいて、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上（カリキュラム・マネジメント）を図る取組を推進する。
- (2) 小規模校に起因する学校経営上の諸制約や課題を克服し、教職員の創意を生かした教育課程の編成・実践に基づく学校評価をすることで、不断に学校改善を図る。

基本施策 15**学校施設・設備の整備**

- (1) 情報社会に対応した新しい学びの実現に向けて、「GIGAスクール構想」の理念を推進し、学校ICT環境を整備する。
- (2) 学校施設の計画的な修繕及び管理に努めるとともに、時代に対応した教育機器及び機材の計画的な更新、整備を推進する。

基本施策 16**生涯学習の振興**

- (1) 少子高齢化、高度情報化、国際化など社会が多様化し、急速に変化している中で、村民が生涯を通じて主体的に学び、生きがいとなるよう生涯教育の振興を図る。
- (2) 生涯学習ネットワークを構築して、村民の生涯学習を総合的に支援する。
 - ① 読書や学習の機会の拡大、住民への情報サービスの提供、学校に対する教育活動の支援など、社会教育活動を充実させるために、檜原村立図書館の機能の充実に図るとともに、広域行政圏などの図書館との連携・協力を推進する。
 - ② 芸術・伝統文化などに親しみ、参加できる機会を提供するとともに、住民の文化創造・交流の場の充実に図る。
 - ③ 学校をはじめとした教育施設は、住民の共有財産であるとの観点から、学校運営上の支障がない範囲において、学校施設・機能の開放や効果的な運営を図る。

基本施策 17**郷土の文化の保存と継承**

- (1) 檜原村に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めるとともに、檜原村郷土資料館などを利用するなどして文化財の公開・活用を進める。

基本施策 18**スポーツの推進**

- (1) 住民のスポーツの振興、健康、体力づくりを進めるため、スポーツ施設の整備・充実に図るとともに、各種団体への支援や指導者の育成を推進する。

基本施策 19**家庭、学校、地域の連携・協力の強化**

- (1) 子供たちの「次代を担う力」を育むために、地域住民が主体となって、企業など様々な機関の協力を得ながら、子供の体験学習や家庭教育支援を行う仕組みをつくり、学校・家庭・地域の教育力の総合的な向上を図る。